

平成29年5月10日

各位

上場会社名 シーキューブ株式会社
代表者 代表取締役社長 橋本 涉
(コード番号1936)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 隆彦
(TEL 052-332-8020)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年6月28日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成27年法律第73号)が施行され、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別が廃止されたことに伴い、当社定款第2条の事業の目的事項を一部変更するものであります。
- (2) 当社事業内容の拡大および多様化に対応するため、当社定款第2条に事業の目的事項を追加するとともに、所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 6. (省略) 7. 労働者派遣事業法に基づく <u>一般・特定労働者派遣事業</u> 8. ～10. (省略) (新設) <u>11. 前各号に関連する事業</u>	(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 6. (現行どおり) 7. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 8. ～10. (現行どおり) <u>11. 農作物の生産、加工及び販売</u> <u>12. 前各号に関連する事業</u>
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、 <u>会日より3日前</u> に発するものとする。 ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役 <u>および各監査役</u> に対し <u>会日の3日前まで</u> に発するものとする。 ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、 <u>会日より3日前</u> に発するものとする。 ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、 <u>会日の3日前まで</u> に発するものとする。 ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定)
定款変更の効力発生日 (予定)

平成29年6月28日 (水曜日)
平成29年6月28日 (水曜日)

以上